

第3回 多摩市再生可能エネルギー事業化検討協議会 議事録		番号	H25 議 003
		頁	1/2
議 題	1. 開会あいさつ 2. 議事・報告 ①広報専門委員会報告 ②技術専門委員会報告 ③基本情報専門委員会 ④ファイナンス専門委員会報告 ⑤PPP 専門委員会報告 <各報告について意見交換> 3. 事務局より その他 連絡・共有事項	日 時	2013年9月12日(木) 17:30 ~ 20:00
		場 所	多摩信用金庫 多摩センター支店 Win プラザ多摩センター
		出 席 者	水上貴央、桃井和馬、山川陽一、浦野卓男、戸辺文博、 踊場敏子、藤田道男、古田将太、照沼愛、小池冬紀、 磯貝浩二、江川美穂子、秋元孝夫、武内喜則、片桐徹 也、大木貞嗣、林久美子、高森郁哉、山川勇一郎、中瀬 剣正、早川一樹、西村信哉、他 (順不同、敬称略)
議 事 資 料	・平成 25 年度第3回多摩市再生可能エネルギー事業化検討協議会次第 ・第2回多摩市再生可能エネルギー事業化検討協議会議事録 ・広報専門委員会検討業務報告 ・技術専門委員会検討業務報告 ・基本情報委員会検討業務報告 ・ファイナンス専門委員会検討業務報告 ・PPP専門委員会検討業務報告 □(閲覧資料) 太陽光屋根貸し事業に関する Q&A		
議 事 内 容 ( 要 約 )			
<p>1. 開会あいさつ (事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都環境局の稲垣氏が欠席のため、照沼氏が出席する旨の説明とあいさつがあった。</li> <li>・第2回議事録について確認依頼後に確定となった。</li> </ul> <p>2. 議事・報告</p> <p>【広報専門委員会報告】</p> <p>3つの検討事項(①効果的な情報発信方法、②ステークホルダー合意形成に向けた事業化検討会、③顧客管理システム構築)の進捗状況及び3つの顧客管理(会員情報、出資者情報、物件情報)について、サイト概念図と ER 図を使った説明があった。</p> <p>意見1: 出資者などの情報より今後増大し20年管理しなければならない発電所サイト情報(契約日、発電開始日、発電量、収入などの履歴)を管理すべきではないか。</p> <p>委員長: この顧客データベースに加え、プロジェクトデータベースが必要になるとの重要かつ意義ある指摘なので、どの委員会が担当するかを検討し、次回に方針だけでも報告してください。</p> <p>【技術専門委員会報告】</p> <p>5つのテーマ(①施行・管理体制の検討、②災害時に活用できる蓄電池、③適正な売電量モニタリングシステム、④適正な損害保証、⑤高圧受電事業者の実現性)に検討状況について説明があった。</p> <p>委員長: 太陽光パネルの調達価格の問題は、参入事業者の数や供給量の逼迫状況など多くの要因が関係するが、その中で地域が抱える問題点を明らかにするのもこの協議会の意義でもあるので、困っていることは共有して行きたい。</p> <p>【基本情報専門委員会報告】</p> <p>公共施設(PPP委員会と連携)と集合住宅について調査・検討している報告があった。</p> <p>意見1: 管理組合との対応は、アクション後の歩留まりが重要で、もし悪い場合はその原因分析と対策を立てる必要がある。</p> <p>意見2: 賃貸の場合に管理会社経由でのアプローチは良いが、多摩NTの多くの管理組合は管理会社をあてにしていないので、管理組合を直接攻めて、実績を作ることが重要となる。</p> <p>意見3: 管理組合が行う大規模修繕での費用から比べると、それほど高額ではないので、グレードアップするような大規模修繕に組み込んで、管理組合が借入金などで自ら事業を行うことも選択肢も加えると、管理組合によっては響くと思う。</p> <p>意見4: 管理組合と話す機会があったが、経済的なメリットよりも災害対策の側面の方が住民の関心は高かった。</p>			
～ 次ページへ ～			

～ 前ページより ～

意見5：行政の立場からは、災害時の非常用電源をどう確保するかは大きな課題なので、集合住宅への取り組みを戦略的に進めて行く検討を早急に進めて欲しい。

意見6：東京都に太陽光発電を行っている建造物に認証制度があったはず。（「建築物環境計画書制度」）対象は新築のみだが、管理組合に話すときに役立つと思う。

委員長：オーナーから見ると、お金が入り、災害時に電気が使え、資産的なメリットもあることになるので、適用の可能性も検討しておくべきかも知れない。

#### 【ファイナンス専門委員会報告】

3つの検討事項（①事業試算シミュレーション、②少額寄付の仕組みづくり、③基金財団の設立準備）について、検討状況の説明があった。

意見1：事業試算シミュレーションは消費税抜きで行われている。金融機関の審査や事業の収支が合うかどうかは消費税抜きが良いが、キャッシュフローや工事費の資金調達は消費税込みでないといけない。

委員長：工事費単価が27万円か27.5万円かなど検討されているが、実際にどこまで削れるかを工事費全体で見ることが重要で、工事費全体で潰し込むことを第一優先に行って、出来ない時は「どこで帳尻を合わせるか」を仮定条件の下でいくつかのシミュレーションし、考えを詰めておくと良い。

また、一般管理費の比率は本来固定費ではあるが、規模が大きくなると比率を下げるのが妥当となる。今は良いが今後は継続審議とする。

#### 【PPP 専門委員会報告】

「太陽光屋根貸しに関するQ&A」一覧表（閲覧用）が配布され、多摩市回答部分は多摩市HPで公開する予定だが、時間の関係で29項目の一覧表から6項目について集中討議したいとの報告があり、討議に入った。

（3項：雨漏り発生時の問題）

委員長：「原因が明確になったとき～」の推定条項を入れるのは良いが、調査費をどう負担するかは契約する二者間の問題になる。一般的には、被害者が調査費用を負担し原因を特定している。

（5項：多摩電力倒産時に設置された設備の問題）

委員長：一般論としては、債権者または事業継承者に全部が継承されるという取り決めがされているはずだが、事業の終了に伴う撤去は保険の対象にはならないのが一般的である。

なお、修復できないほど毀損していた場合の保険の補償内容を確認してください。

（6項：自然災害時の対応）

委員長：修復が可能な場合は保険の対象だが、自然災害で修復不能になったときの撤去は、契約する二者間の取り決めとなる。

（14項：パネル設置に伴う反射光苦情の対応）

委員長：パネル設置に伴う苦情への対応は、設置業者が説明責任を負うことで問題ないが、判例が積み上げられてない現状では、今回提示された内容以上に具体的には書けないと思う。

（15項：自然災害などで第三者に被害を与えた場合の対応）

委員長：最後は当事者間の問題だが、保険に入っていて不可抗力で保険が支払われなかった例はない。

（23項：自然災害で建物が甚大な被害を受けた時の対応）

委員長：市との関係は問題ないが、建物が壊れた場合に新耐震の要件を満たしていない建物だった場合は、動産保険の対象にはならないので、新耐震を満たしていない建物は借りないようにしなければならない。

委員長：他にこのQ&Aに質問がなければ、一覧表にある「質問事項」と「他業者の設置を考慮した回答」の部分は、多摩市のHPに掲載することを了承したものとす。

#### 3. 事務局より

・次回（第4回）日時：11月14日（木）17時30分～

場所：多摩信用金 多摩センター支店 階下の会議室

以 上